省　令

○文部科学省令第三十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「七百五十人」を「八百四十人」に、「第九項」を「附則第九項」に、「百五十人」を「収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8　平成二十五年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十四年十一月十九日から同月二十二日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百六十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

日本知的財産仲裁センター

東京都千代田区霞が関三丁目四番二号弁理士会館一階

認証年月日

平成二十四年十一月一日

○法務省告示第四百六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　スティーブン・ジョン・ピアース・ルイス

生年月日　千九百六十一年十一月二十五日

国　籍　連合王国

○法務省告示第四百七十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　アンドリュー・ピーター・トムソン

生年月日　千九百六十一年一月七日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第四百七十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　中雄　三郎

生年月日　千九百七十一年十一月十三日

国　籍　日本国

○法務省告示第四百七十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　ジュリアン・バリー・バレンジー

生年月日　千九百八十二年八月十七日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第四百七十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　マシュー・スチュアート・リカーズ

生年月日　千九百七十五年三月十六日

国　籍　連合王国

○法務省告示第四百七十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　アンドリュー・ピーター・トムソン

生年月日　千九百六十一年一月七日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第四百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

一　指定を受けた者

氏　名　コリン・デービッド・クック

生年月日　千九百七十四年十月十五日

国　籍　アメリカ合衆国

原資格国　アメリカ合衆国コロンビア特別区

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国バージニア州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第四百七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　陳　天華

生年月日　千九百七十二年二月十四日

国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第四百七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国マサチューセッツ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十一月十九日

法務大臣　滝　実

氏　名　ハン・シュー

生年月日　千九百八十年三月四日

国　籍　アメリカ合衆国